

小郡市介護予防・日常生活支援総合事業業務（運動器機能向上教室）審査基準

1. 基本的な考え方

評価は、提出された書類に基づく「書類審査」とプレゼンテーション及びヒアリングによる「プレゼンテーション・ヒアリング審査」で行う。

2. 書類審査

書類審査については、提出された書類に基づき項目ごとに仮判定する。

3. プレゼンテーション・ヒアリング審査

プレゼンテーション・ヒアリング審査については、提出された書類に基づく応募者の説明20分、質疑応答10分とする。

書類審査による仮判定を、応募者の説明および質疑応答により確定する。

評価項目	評価基準	配点	
基本項目	提案内容が実施要領や仕様書と整合しているか	10点	15点
	過度な積算をしていないか，経費削減のための工夫を行っているか	5点	
企画提案の内容	団体の経験を踏まえた工夫や，独自のノウハウや強みを発揮した提案か	15点	50点
	介護予防として効果的な内容が提案されているか	20点	
	教室終了後，参加者が運動等を自ら継続して行うことができる工夫があるか	15点	
業務の実施体制等	教室の指導者，従事者の資格等人選配置は的確か	10点	15点
	個人情報の保護への理解や参加者の体調管理，安全管理体制は整っているか	5点	
提案者の業務実績等	介護予防事業や，市内での高齢者向け運動教室など類似事業実績があるか	10点	10点
見積金額	見積金額に応じて配点	30点	30点
合 計			120点

※審査委員全員の評価点の平均が満点の60%（72点）未満の場合失格とする。

※同点となる法人が2者以上あるときは、評価項目中の「企画提案の内容」、「業務の実施体制等」、「基本項目」、「提案者の業務実績等」、「見積金額」の順で比較し、点数差が生じた時点で、点数の高い者を上位とする。なお同点の場合は、委員長が決定する。